

税関関係手数料令の一部を改正する政令（案）参照条文

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（指定保税地域等）

第四十五条（省略）

2 税関長は、第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（手数料）

第百条 次の各号に掲げる許可又は承認を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

一（省略）

二 第四十二条第一項（保税蔵置場）、第五十六条第一項（保税工場）、第六十二条の二第一項（保税展示場）又は第六十条の八第一項（総合保税地域）の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の種別、

延べ面積及び許可の期間並びに当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において行う税関の事務の種類  
三及び四（省略）